

千葉県がん診療施設整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、がんの診断、治療を行う病院の施設・設備整備を図るため、がん診療連携拠点病院及び千葉県がん診療連携協力病院の開設者（地方公共団体及び地方独立行政法人を除く）が実施する、施設及び設備整備事業に要する経費について、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和32年千葉県規則第53号。以下、「規則」という。）及びこの要綱に基づき、補助金を交付するものとする。

(交付の対象)

第2条 この補助金は、次の事業を対象とする。

- (1) がん診療施設整備事業
- (2) がん診療施設設備整備事業

(補助の対象事業、対象経費、補助率等)

第3条 補助の対象事業、対象経費、補助率等は別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助を受けようとする事業を行う者（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する職員、理事、監事若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。））が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該事業は、補助の対象とならない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(2) 次のいずれかに該当する行為（ロ又はハに該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

イ 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の

防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

ロ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ハ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

（3）暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

（交付額の算定方法）

第4条 この補助金は、第3条の別表に定める対象経費の実支出額と補助基準額を比較して少ない方を選定する。この選定額と総事業費から寄付金その他の収入を控除した額とを比較して少ない方の額に補助率を乗じて得た額以内の額とする。

なお、交付額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（交付の条件）

第5条 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

（1）事業の変更又は中止し、又は廃止するときは、知事の承認を受けなければならない。

（2）事業が予定の期間内に完了しないとき又は事業の遂行が困難なときは、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

（3）事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに機械及び器具については、知事の定める期間を経過するまで、知事の承認を得ないでこの補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

ただし、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円（民間団体にあつては30万円）未満の機械及び器具にあつて、補助金の交付の目的を達成するために特に必要がないと認められる

ものは、この限りでない。

なお、知事が定める期間については、「補助金等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」（平成20年厚生労働省告示第384号）」の例による。

- (4) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があったときには、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (6) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を、事業完了後5年間保管しておかななければならない。
- (7) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法〔昭和63年法律第108号〕に規定する仕入に係る消費税及び地方消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が確定した場合は、消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書（様式8）により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、知事に報告があった場合には、当該仕入税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

- (8) その他知事が必要と認める事項

（交付の申請）

第6条 規則第3条の規定により補助金の交付を申請するときは、知事が別に定める期日までに、交付申請書（様式1）を知事に提出しなければならない。

（変更承認申請）

第7条 第5条第1号の規定により承認を受けようとするときは、内容及び理由を記載した承認申請書（様式2）を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第8条 規則第10条の規定により事業の遂行状況を報告しようとするときは、当該事業年度の12月末日現在で作成した遂行状況報告書(様式3)を、当該年度の別に知事が定める日までに知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 規則第12条の規定により実績報告をしようとするときは、当該事業終了後1か月以内又は、当該年度の3月末日のいずれか早い日までに実績報告書(様式4)を知事に提出しなければならない。

なお、施設整備事業においては、事業が翌年度にわたるときは、この補助金の交付決定に係る県の会計年度の翌年度の4月10日までに年度終了実績報告書(様式5)を知事に提出しなければならない。

(交付の請求)

第10条 規則第15条の規定により補助金の交付を請求しようとするときは、交付請求書(様式6)を知事に提出しなければならない。

(概算払の請求)

第11条 規則第16条第2項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、概算払請求書(様式7)を知事に提出しなければならない。

(暴力団密接関係者)

第12条 規則第17条第1項第3号の知事が定める者は、第3条第2項第2号又は第3号に該当する者(補助事業を行う者が法人その他の団体である場合にあっては、その役員等が同項各号のいずれかに該当する者である法人その他の団体)とする。

附則

この要綱は、平成21年2月18日から施行し、平成20年度分の予算に係る補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成25年1月23日から施行し、平成24年度

分の予算に係る補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成26年10月17日から施行し、平成26年度分の予算に係る補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度分の予算に係る補助金から適用する。

附則

この要綱は、令和元年12月20日から施行し、令和元年度分の予算に係る補助金から適用する。

附則

この要綱は、令和2年11月26日から施行し、令和2年度分の予算に係る補助金から適用する。

附則

この要綱は、令和3年10月25日から施行し、令和3年度分の予算に係る補助金から適用する。

別 表 (第3条)

1 がん診療施設施設整備事業

(1) 基準額、対象経費及び補助率等

基 準 額	対 象 経 費	補 助 率
次に掲げる基準面積に、(2)の基準単価を乗じた額とする。 基準面積 1, 300㎡	がん診療連携拠点病院及び千葉県がん診療連携協力病院として必要な次の各部門の新築、増改築に要する工事費又は工事請負費 (1)診療棟 (診察室、検査室、エックス線室、手術室、がん治療室 等) (2)がん専用病棟 (病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所 等)	0.33

(注) 補助対象面積が基準面積を下回るときは、当該補助対象面積を基準面積とする。

(2) 補助の対象事業 (種目・構造別) 及び1平方メートル当たり単価表

種 目	構 造 別	基準単価 (円)
病 棟	鉄筋コンクリート	224,000
	ブロック	195,300
診療棟	鉄筋コンクリート	250,000
	ブロック	218,500

(注) 上記基準単価は、新築及び増改築事業における補助金算出の限度となる単価であり、建築単価が基準単価を下まわるときは、当該建築単価を基準単価とする。

2 がん診療施設設備整備事業

(1) 基準額、対象経費及び補助率等

基 準 額	対 象 経 費	補 助 率
1か所当たり33,000千円	がん診療連携拠点病院及び千葉県がん診療連携協力病院として必要ながんの医療機器及び臨床検査機器等の備品購入費	3分の1